

# 江東区町会・自治会地域活性化事業補助金交付要綱

令和5年3月31日

4江地地第1877号

## (目的)

第1条 この要綱は、江東区（以下「区」という。）内の町会又は自治会（以下「町会等」という。）が主催する事業の実施に要する経費を補助することにより、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

## (補助対象者)

第2条 補助対象者は、区と事務委託契約を締結している町会等とする。

## (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、町会等が主催し、区内で実施する地域コミュニティの活性化及び地域住民の交流を図ることが目的であると認められる事業であって、別に定める期間内に実施し、完了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象としない。

- (1) 国、他の地方公共団体等又は区の補助制度における同種の補助金の交付を受けている事業
- (2) 宗教活動又は政治的活動を含む事業
- (3) 参加の対象者を会員、一部の住民等、特定の者に限定している事業
- (4) 補助対象事業の全てを委託する事業
- (5) 営利を目的とする事業
- (6) 主に宴会又は会食を目的とする事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないと認める事業

## (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条の補助対象事業の実施当日に要した経費のうち、別表に掲げるものとする。ただし、区長が適当でないと認める経費を除く。

## (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額又は20万円のうち、いずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額は、1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする町会等は、江東区町会・自治会地域活性化事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請するものとする。

- (1) 江東区町会・自治会地域活性化事業補助金実施報告書（別記第2号様式）
- (2) 江東区町会・自治会地域活性化事業補助金事業決算書（別記第3号様式）
- (3) 補助対象経費に係る領収書
- (4) ポスター、チラシ等の補助対象事業の周知に用いた書類
- (5) 実施した補助対象事業の内容等が分かる写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 同一の町会等に対する補助金の交付は、同一年度内で1回に限るものとする。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、江東区町会・自治会地域活性化事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請をした町会等に通知するものとする。

2 区長は、前項の交付決定に際し、条件を付することができる。

(取下げ)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた町会等（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 交付決定者は、第7条の規定による通知を受けたときは、速やかに江東区町会・自治会地域活性化事業補助金交付請求書兼口座振替依頼書（別記第5号様式）により区長に補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、当該交付決定者に対し速やかに補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに江東区町会・自治会地域活性化事業補助金交付決定取消通知書（別記第6号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付決定者に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 前項の規定による補助金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）の定めるところによる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

経費区分	内容
感染症対策費	消毒液、マスク等の感染症対策に要する費用
印刷費	ポスター、チラシ、プログラム等の印刷に要する費用
委託費	会場、舞台、設備等の設営、撤去等の委託に要する費用
謝礼金	講師等に支払う謝礼金
使用料及び賃借料	会場、照明、音響機材等の使用賃借に要する費用

物品購入費	事務用品、会場装飾品、カメラ等記録用機材等の物品購入に要する費用
工事費	照明、電気等の工事に要する費用
その他	その他区長が必要と認める費用

別記第1号様式(第6条関係)

年 月 日

江東区長 殿

町会・自治会名 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

担当者連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

江東区町会・自治会地域活性化事業補助金交付申請書

江東区町会・自治会地域活性化事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象額概要

申請番号	事業の名称	補助対象額
1		円
2		円
3		円
計		円

2 交付申請額

¥					,0	0	0
---	--	--	--	--	----	---	---

3 誓約事項 (※レ印をお願いします。)

申請に当たり、要綱第3条第2項各号の規定に該当しない事業であることを確認し、相違がないことを誓約いたします。

添付書類 (注)審査後返却しません。

- (1) 江東区町会・自治会地域活性化事業補助金実施報告書(別記第2号様式)
- (2) 江東区町会・自治会地域活性化事業補助金事業決算書(別記第3号様式)
- (3) 補助対象経費に係る領収書
- (4) ポスター、チラシ等の補助対象事業の周知に用いた書類
- (5) 実施した補助対象事業の内容等が分かる写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

別記第2号様式(第6条関係)

町会・自治会名

江東区町会・自治会地域活性化事業補助金実施報告書

補助対象事業の名称	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日
実施場所	
実施内容	
	参加人数 _____ 名
周知資料	※該当するものにレ印をお願いします。(複数回答可) <input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> プログラム <input type="checkbox"/> その他 ※括弧内に周知方法を記載してください。 ( )
補助対象事業の成果	※該当するものにレ印をお願いします。(複数回答可) <input type="checkbox"/> 地域住民と交流ができ、地域の活性化につながった <input type="checkbox"/> 今後の運営又は地域活動の担い手の育成につながった <input type="checkbox"/> 未加入者の加入促進につながった <input type="checkbox"/> その他 ※括弧内に成果を記載してください。 ( )

別記第3号様式(第6条関係)

町会・自治会名 \_\_\_\_\_

江東区町会・自治会地域活性化事業補助金事業決算書

補助対象 事業の名称	
---------------	--

	科目	金額	内 訳
1	感染症 対策費	円	
2	印刷費	円	
3	委託費	円	
4	謝礼金	円	
5	使用料 及び賃 借料	円	
6	物 品 購入費	円	
7	工事費	円	
8	その他	円	
	合 計	円	

※金額は税込みの金額を記載してください。

別記第4号様式(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

江東区長

江東区町会・自治会地域活性化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった補助金については、江東区町会・自治会地域活性化事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 交付決定額 金 \_\_\_\_\_,000円



別記第5号様式(第9条関係)

年 月 日

江東区長 殿

町会・自治会名 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_ ㊟

江東区町会・自治会地域活性化事業補助金交付請求書兼口座振替依頼書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった補助金について、下記のとおり請求します。なお、請求金額は下記口座にお振り込みください。

記

請求金額	¥					,0	0	0
------	---	--	--	--	--	----	---	---

※ 金額はアラビア数字を使用してください。また、訂正は認められません。

※ 請求者(会長)以外の口座に振り込む場合には下記の委任状欄にも記入してください。

振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合							支店 出張所	
	預金 種類	普通 当座 (○で囲む)	口座 番号						
振込 口座	(フリガナ)								
	(名義人氏名)								
	(住所)								

年 月 日

委 任 状

私は、\_\_\_\_\_を代理人と定め、次の権限を委任します。  
江東区町会・自治会地域活性化事業補助金の受領に関すること。

委任者 請求者(会長) \_\_\_\_\_ ㊟

別記第6号様式(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

江東区長

江東区町会・自治会地域活性化事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号による補助金の交付決定については、下記により全部又は一部を取り消したので通知します。

記

1 取消内容

2 取消理由